

事業系ごみの減量方策について

1. 事業系廃棄物について

(1) 廃棄物とは

廃棄物とは、人の活動に伴って発生するごみなどの不要物や自分で利用したり他人に有償で売却できないために不要になった液状又は固形状のものをいう。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう」と規定されている。

ただし、次のものは、廃棄物処理法の対象となる**廃棄物ではない**とされている。
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43号」

ア. 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの

イ. 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの

ウ. 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

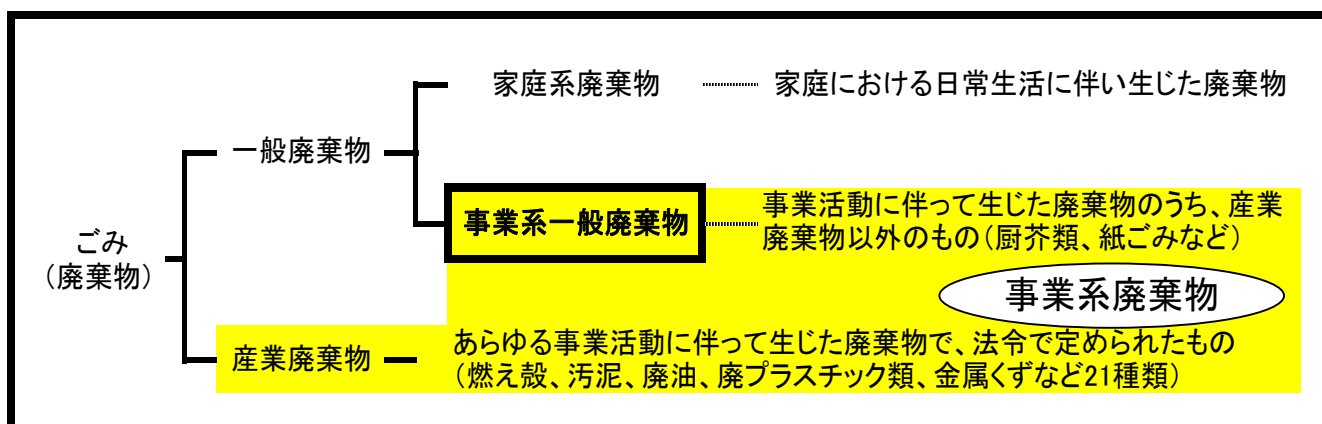
(2) 廃棄物の区分

廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、**産業廃棄物と一般廃棄物**の二つに大別される。

産業廃棄物とは、事業活動(公共事業を含む)に伴って生じる廃棄物のうち、法及び政令で定められた「燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類などの20種類及び輸入された廃棄物をいう。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいい、日常生活に伴って生じる生ごみ、粗大ごみ、し尿、浄化槽汚泥、事業活動から生じる廃棄物のうち20種類の産業廃棄物以外のものが該当する。

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが該当し、事業所から排出された紙ごみや、木・繊維性のごみ、従業員が食べた弁当の食べ残しの生ごみなどが該当する。



産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿及び動物の死体の7品種については、廃棄物を排出する事業者が指定されており、この指定以外の事業から排出された上記の廃棄物は事業系一般廃棄物として取り扱うことになる。

(3) 産業廃棄物の種類

表-1 産業廃棄物の種類			
	種 類	産 業 廃 棄 物 の 具 体 例	
全 て の 業 種 に か か る 廃 棄 物	1 廃プラスチック類	ビニールくず、ポリエチレンくず、合成皮革、合成繊維くず、廃タイヤ、廃発泡スチロール、FRP、プラスチック容器、写真フィルム、廃イオン交換樹脂、乾燥ペイント	
	2 ゴムくず	天然ゴムくず、エポナイトくず、廃ラテックス	
	3 金属くず	缶、切削くず、研磨くず、打抜きくず、金属スクラップ	
	4 ガラスくず、コンクリートのくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	空びん、ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリート製品くず、陶磁器くず、廃石膏ボード	
	5 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、路盤材	
	6 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、すす、産業廃棄物の焼却灰、炉掃出物、廃カーボン類、廃活性炭	
	7 汚泥	ビルピット汚泥、下水道汚泥、メッキ汚泥、赤でい、ベントナイト廃泥水、廃水処理汚泥、道路側溝・排水路汚泥、研磨汚泥、廃消火剤、廃白土、廃ショットブラスト	
	8 廃油(引火点が70℃以上のもの)	廃重油、潤滑油系廃油、廃切削油、動植物性油脂、油性塗料廃溶剤、タールピッチ、絶縁油、廃インク	
	9 廃酸(pH値が2を超え7未満のもの)	酸洗工程廃液、酸性メッキ廃液、写真定着液	
	10 廃アルカリ(pH値が7以上12.5未満のもの)	アルカリ洗浄廃液、アルカリ性メッキ廃液、写真現像液	
	11 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂、不良鉱石、金属スラグ	
12	ばいじん(大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設で発生するばいじん、集じん施設で集められたもの)	電気集じん機の捕集ダスト サイクロンの捕集ダスト 湿式集じん機の捕集ダスト	
特 定 の 業 種 に か か る 廃 棄 物	13	※ 紙くず ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) ・出版業(印刷出版を行うものに限る。) ・製本業、印刷物加工業に係るもの	塗工紙、梱包紙、壁紙、襖紙、障子紙、裁断くず、製本くず、印刷くず * ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)が塗布され、又は染み込んだものは、すべて産業廃棄物の「紙くず」となります。
	14	※ 木くず ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。) ・パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの	廃木材、おがくず、バーク類、加工木くず、木切れ、型枠 * 伐木、伐根も状況によっては、産業廃棄物となります。 * PCBが染み込んだものは、すべて産業廃棄物の「木くず」となります。
	15	※ 繊維くず ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)	畳、壁布、カーペット、じゅうたん、袋、作業衣、ウエス、アセテート、木綿、羊毛、絹、麻等の天然繊維くず等 * PCBが染み込んだものは、すべて産業廃棄物の「繊維くず」となります。
	16	※ 動植物性残渣 ・食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	鳥、獣、魚の骨、あら、甲殻、野菜くず、あめかす、のりかす、羽毛、醸造かす、卵のから、貝殻、食品製造かす、製品くず
	17	※ 動物系固形不要物 ・と畜場、食鳥処理場において解体等の処理した獣畜食鳥に係る固形状の不要物	牛、馬、豚、めん羊、山羊、食鳥、鶏、あひる、七面鳥、その他食鳥
	18	※ 動物のふん尿 ・畜産農業に係るものに限る。	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿
	19	※ 動物の死体 ・畜産農業に係るものに限る。	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体
	20	上記1から19を処分するために処理したもので、これらの廃棄物に該当しないもの(汚泥のコンクリート固型化物)	
	21	輸入廃棄物(輸入された廃棄物のうち、上記1～19に掲げる産業廃棄物、航行廃棄物並びに携帯廃棄物を除く。)	

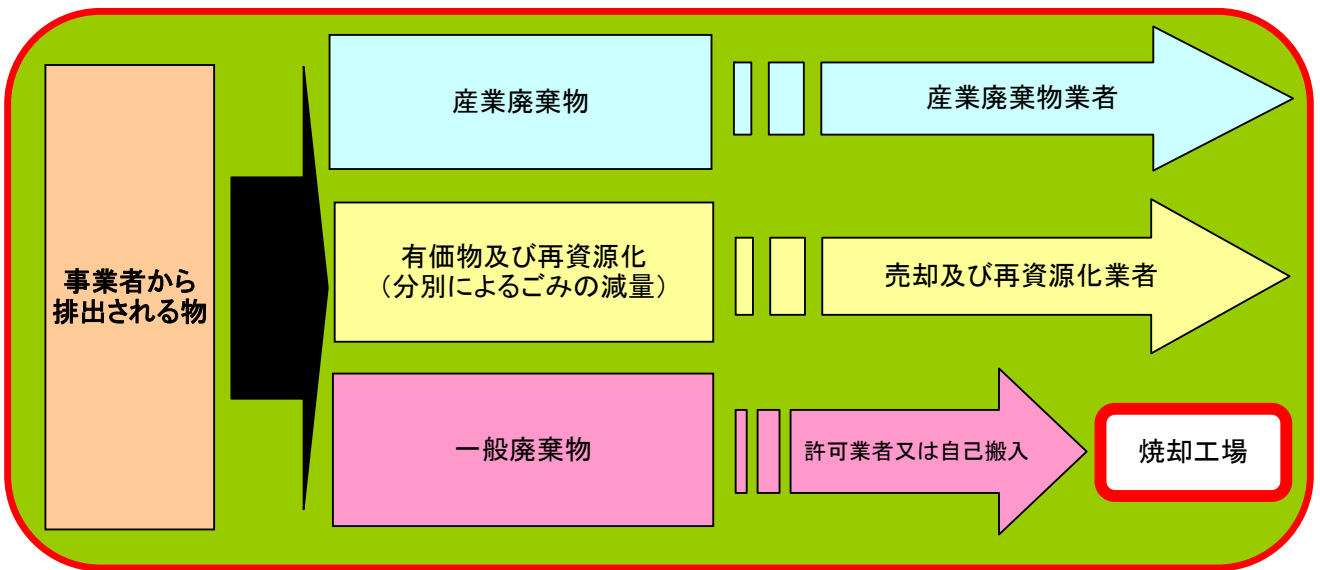
(4) 事業者の責務

廃棄物処理法第3条には、事業者の責務として、次の内容が定められている。

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理すること。
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより減量化に努めなければならない。
- ③ ごみの減量、適正処理等について、国及び地方公共団体の施策に協力すること。

事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物、事業系一般廃棄物に関わらず排出事業者が責任を持って処理しなければならない。

※不適正処理がされると排出者責任を問われ、罰せられることとなる。



2. 次期基本計画に盛り込む事業系一般廃棄物の減量化施策

(1) 現行の廃棄物処理基本計画(ごみ編)における主な施策の進捗状況

※基本計画書P39、P40参照

- ① 減量計画書作成の義務づけ
- ② 廃棄物管理責任者の設置の義務づけ
- ③ 多量排出事業所への立入指導

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正 (H16)

同施行規則改正 (H17)

→ 制度として運用を図っていく必要性

- ④ 事業所向けの啓発活動や研修会の実施

・事業所への出前講座(従業員向け)の実施
・啓発パンフレット「事業系ごみの減量と適正処理について」の作成

- ⑤ 効率的かつ柔軟な収集運搬制度

事業系一般廃棄物(可燃ごみ)収集運搬業許可制度の実施

(2) 事業系一般廃棄物の収集体制の経過

5種分別指定袋制導入(平成8年)

- 事業系指定袋 (有料) (可燃・資源・複雑・埋立) での排出⇒市収集
- 排出事業者による自己搬入

上記に加え
新たに制度実施

事業系一般廃棄物(可燃ごみ)収集運搬業許可制度実施(平成18年)

- 許可業者による収集運搬
 - ・ 展開検査の実施⇒適正処理の徹底
 - ・ 大口排出者に対する許可業者への移行啓発指導



平成8年度から導入している事業系指定袋の今後のあり方について検討する必要がある。

(3) 事業系一般廃棄物(可燃ごみ)収集運搬業許可制度

事業所から排出されるごみは、事業者自らの責任で処理をすることが義務づけられている。八尾市では、平成18年6月より事業系一般廃棄物(可燃ごみ)収集運搬業許可制度を実施した、事業所及び許可業者への適正処理の徹底を図るために、抜き打ちの展開検査を行ってきている。

展開検査を通じて事業系一般廃棄物のごみ質を見れば、収集された事業所の事業内容にもよるが、再資源化の余地がある食品残さが含まれている。

今後、事業系一般廃棄物の減量化・再資源化を進める上でも、多量排出者等への啓発指導に取り組んでいく必要がある。



【展開検査の様子 1】



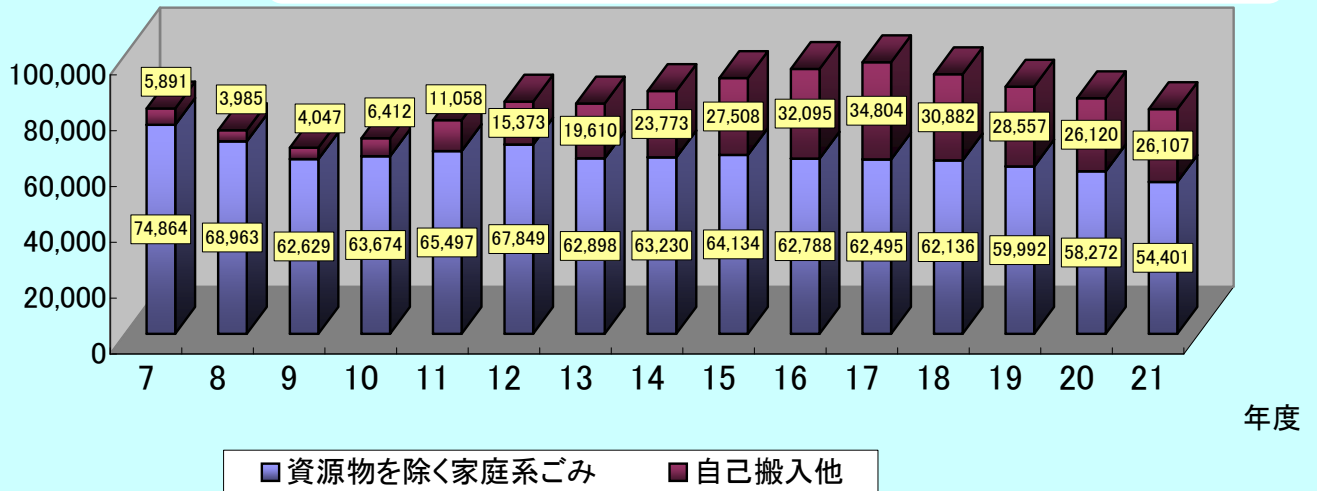
【展開検査の様子 2】

(4) 事業系一般廃棄物の収集量等の推移

資源類を除く家庭系ごみ及び自己搬入他の年度別収集量・搬入量の推移

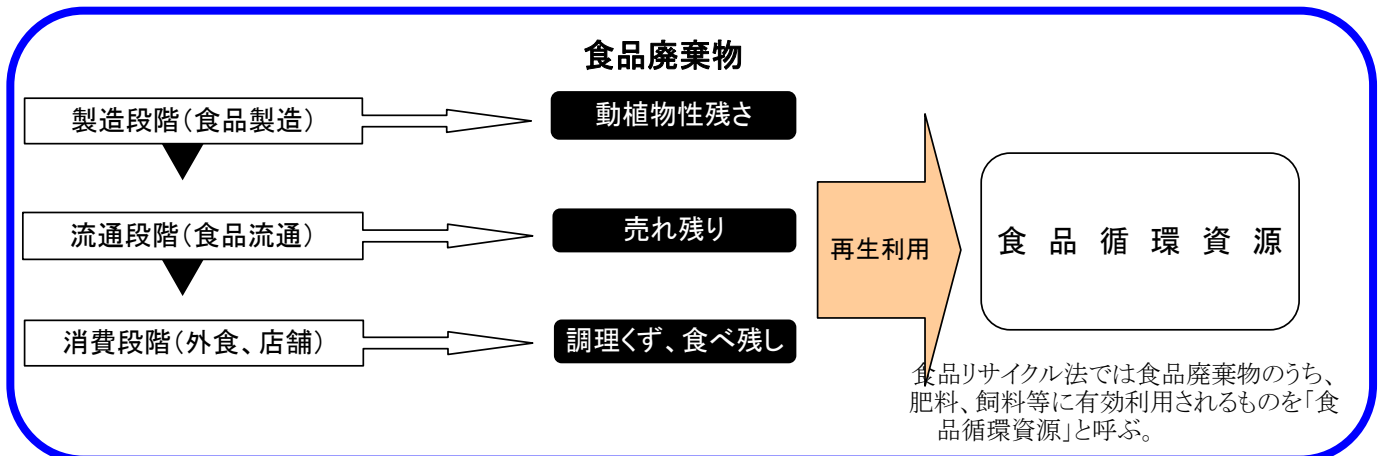
- ①平成18年度以降の「自己搬入他」には、許可業者収集分を含んでいる。
 ②許可制度を実施した平成18年度以降は、「自己搬入他」は許可業者への移行が進む中で減少傾向にあり、許可制度の実施と継続的な検査体制が減量化へとつながっている。

搬入量(ト)



(5) 食品リサイクル法と現行の八尾市の事業系一般廃棄物(可燃ごみ)収集運搬業許可制度

【食品リサイクル法の概要】



参考資料:「資源循環ハンドブック2010」 経済産業省

●食品リサイクル法は、食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的に平成13年5月完全施行された。

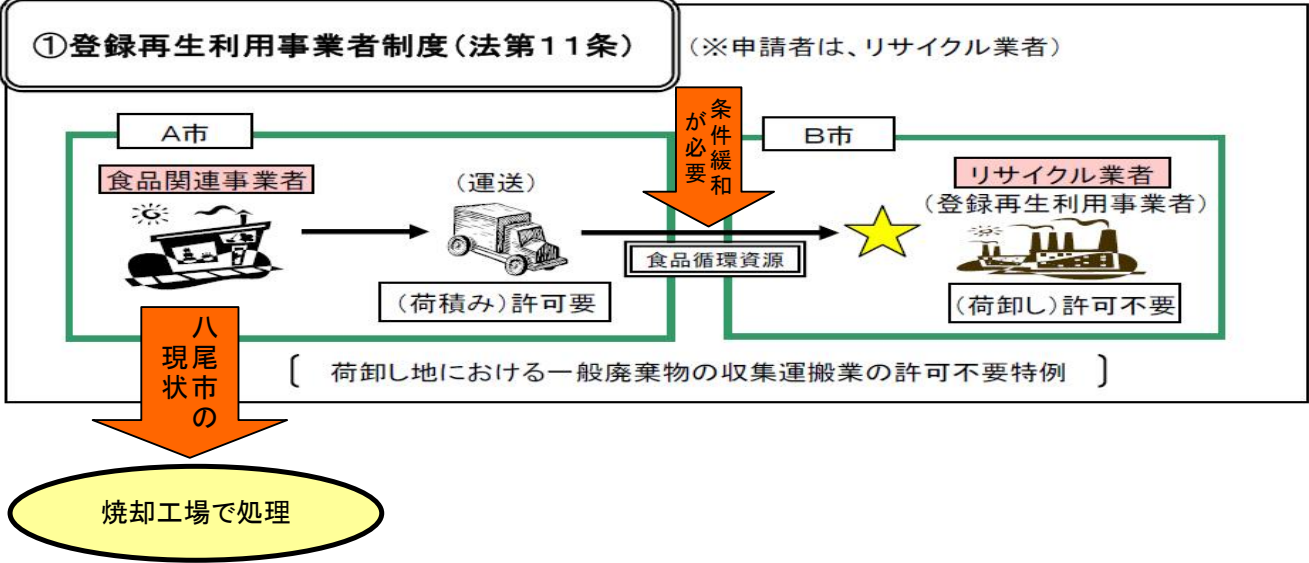
●対象となる食品廃棄物等は、食品の流過程や消費段階で生じる食品の売れ残りや食べ残し、また、製造、加工、調理の過程において生じる動植物性残さである(家庭から排出される生ごみは対象外)。

●対象となる事業者は、食品メーカーなどの「食品の製造・加工業者」、各種食品卸売、スーパー、コンビニなどの「食品の卸売・小売業者」、食堂、レストラン、旅館などの「飲食店及び食事の提供を伴う事業者」である。

●対象となる事業者(食品関連事業者)は、業種別に設定されている実施率目標の達成を目標に、食品廃棄物等の再生利用等を実施する必要がある(年間100t以上の食品廃棄物等を出す食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を実施する必要)。

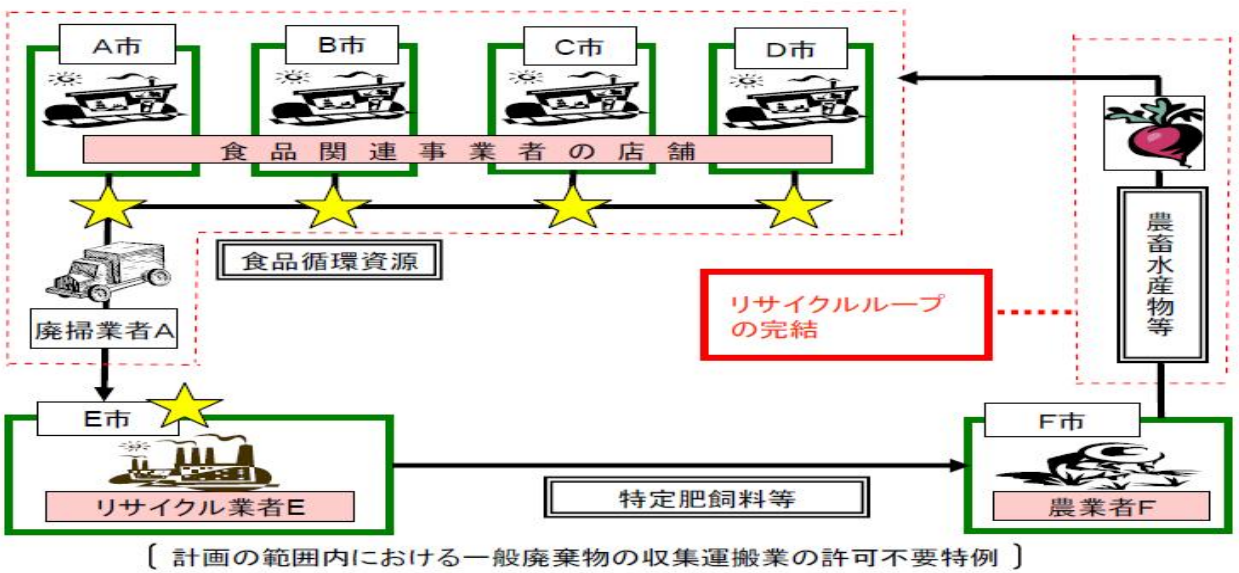
一般廃棄物収集運搬業の許可の特例の内容

[★ = 業許可が不要となるポイント]



②再生利用事業計画認定制度(法第19条)

(※申請者は、食品関連事業者、リサイクル業者及び農林漁業者等)



参考資料：農林水産省資料

【八尾市の一般廃棄物収集運搬業許可基準(抜粋)】

● 収集運搬車両は、近畿運輸局大阪運輸支局管轄区域内の登録とし、本市域内の一般廃棄物の収集又は運搬に限り使用する専用車両とすること。

【八尾市の一般廃棄物収集運搬業許可条件(抜粋)】

● 収集した一般廃棄物は、第12条第1項各号に掲げる基準に従い、市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入するものとし、搬入については市長が指定する日時に行うこと。

条件緩和

現行の許可基準、許可条件について、食品リサイクルに取り組めるように制度構築し、食品残さの再資源化・減量化を促進する。

●食品リサイクルの促進（新規）

排出事業者と連携して減量化・再資源化を図っていくために、現行の事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度を食品リサイクルに対応したものに整備し、早期の運用を図る。

●事業系指定袋のあり方の検討（新規）

事業系指定袋について事業者責任の観点を踏まえた検証を行い、将来のあり方についての方向性を明確にする。

●多量排出事業所に対する減量指導（継続）

多量排出事業所に対して減量計画書、実績報告書の提出を求め、減量に向けた啓発・指導を行う。

●事業系一般廃棄物の分別指導の強化（継続）

展開検査を通じて明らかになった資源化が可能な排出物について、事業所への分別指導を行う。

●適正処理のための監視体制の維持・強化（継続）

排出物管理責任者届出制度の運用を通じた排出物の把握に努め、監視体制の強化を図る。